

環境審査顧問会風力部会（書面審議）

議事録

1. 日 時：令和2年11月5日(木)～令和2年11月10日(火)
2. 審議者
河野部会長、阿部顧問、今泉顧問、岩田顧問、川路顧問、河村顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、水鳥顧問、山本顧問
3. 議 題
 - (1) 環境影響評価方法書の審査について
 - ①株式会社シーテック（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、静岡県知事意見の書面審議
 - ②株式会社シーテック（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、浜松市長意見の書面審議
4. 審議概要
 - (1) 株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、静岡県知事意見について、顧問から意見等があり、事業者が回答した。
 - (2) 株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、浜松市長意見について、顧問から意見等があり、事業者が回答した。
5. 審議
 - (1) 株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、静岡県知事意見について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

<方法書関連>

- 顧問 方法書 p. 4、対象事業実施区域内の中央に位置する対象事業実施区以外について、具体的な説明を追記していただきたい。第7章を見ても八高山の周辺を除外しているらしいことは想定できますが、具体的な除外理由は明確に記載されていませんし、除外の範囲についても記載がありませんので説明が必要と考えます。
- 顧問 方法書 p. 6、八高山周辺に対象事業実施区域外の領域を設定してある理由は何でしょうか。第7章に特に説明はないようですが。
- 事業者 p. 390「第7.2-2 図事業実施想定区域の検討フロー」において、「(5) 環境保全上留意が必要な場所の確認 第7.2-7 図参照」から、p. 399 第7.2-7 図(2)の非火山性孤峰である八高山及び周辺を事業実施想定区域外といたしました。八高山は、登山者が多いとの情報を得ているため、改変の可能性のある林道を外した直径800mとした円を事業実施想定区域外といたしました。

- 顧問 方法書 p. 5、p. 388、衛星写真は閲覧日ではなく、写真を撮影した時期を記載してください。
- 事業者 別添資料No.1 に示します。
- 顧問 方法書 p. 8、配置計画図について 2.5 万分の 1 の図を追加提示願います。
- 事業者 別添資料No.2-1～No.2-4 に示します。
- 顧問 方法書 p. 8、別添資料No.2-1～No.2-4 の地図は 2.5 万分の 1 の図ではなく、5 万分の 1 の図を拡大したものと考えられますので確認願います。
(2.5 万分の 1 の図では等高線間隔は 10m となります)
- 事業者 5 万分の 1 の図を拡大したものとなっていましたので、2.5 万分の 1 の図としました (別添資料No.2-1～No.2-4)。
- 顧問 方法書 p. 9、風力発電機の概要表に諸元が範囲で示されていますが、検討対象個別機種毎に諸元を提示願います。
- 事業者 今後、風力発電機の機種について、検討してまいります。準備書の段階において、採用機種の諸元をお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 9、回答内容によると、提示されている諸元には根拠がないということになりますが。
- 事業者 現在、検討中の風車機種は別表のとおりとなっております。他のメーカーへも問合せをしております。基本的には、諸元の範囲内で対応したいと考えております。
- 顧問 方法書 p. 9、風力発電機の機種選定後、発生する騒音の風速毎の周波数特性 (測定条件等を含む)、Swish 音の発生状況、純音性分の発生状況及び純音可聴度に係る検討結果を追記して下さい。
- 事業者 風力発電機の機種選定後、発生する騒音の風速毎の周波数特性 (測定条件等を含む)、Swish 音の発生状況、純音性分の発生状況及び純音可聴度に係る検討結果を準備書にて追記いたします。
- 顧問 方法書 p. 12、樹木の伐採について、樹木の伐採にはどのような機械を使用する予定であるか、また、伐採に伴う騒音の影響についてはどのように判断しているかを確認してください。
- 事業者 樹木を伐採する機械については、伐採業者との調整も必要であることから、具体的な機械については今後調整してまいります。
伐採に伴う騒音の影響については、建設工事に伴う削岩機などの重機稼働に伴う騒音に比べ影響程度は低いと想定されますが、予測・評価してまいります。
- 顧問 方法書 p. 12、伐採木の量と処理の方法について、現時点で樹木伐採量はどの程度を想定しているのか、また、伐採木の処理の方法についてはどのように考えているか概要を説明してください (現地でチップ化し再利用又は廃棄物として搬出など)。

○事業者 樹木の伐採面積は、概算ですが約72万㎡と推定しております。今後、詳細調査・設計により、土地の改変量を極力最小限に抑えることにより、伐採面積を含め自然環境への影響を極力低減するよう努めます。

伐採木については、伐採補償することを考えており、伐採木の所有権は、地権者等にあることから、地権者等と相談の上、現地でチップ化する等の再利用を検討いたします。

○顧問 方法書 p.13、変電所について、現時点で変電所の設置場所が確定しているならばその位置を地図上で示してください(候補地でもよい)。その際、変電所の近傍に住居がないかどうか、また、住居がある場合は変電設備からの騒音が問題にならないかどうかをチェック願います。

○事業者 変電所の設置場所は別添資料No.3のとおりであり、変電所の近傍に住居はありません(最寄りの住居は約500mの離隔あり)。変電設備からの騒音が住居に影響しないか確認いたします。

○顧問 方法書 p.14、工所用資材の搬出入ルートを本文中でも説明して下さい。

○事業者 準備書にて下記のように記載します。

工所用資材の搬出入ルートは、一般県道235号、一般国道473号、主要地方道81号、主要地方道40号、一般県道269号、主要地方道39号、一般県道356号、一般国道1号、一般県道342号、一般県道381号、一般県道230号、主要地方道64号、主要地方道63号を使用する計画です。

○顧問 方法書 p.16、工所用資材の搬入ルートについて、主な工所用資材搬出の起点となるコンクリート供給基地の位置、及び工所用資材の搬出入ルートを走行するコンクリートミキサー車の台数/日はどの程度考えているかを説明してください。

○事業者 事業地周辺には別添資料No.4のとおり、9か所のコンクリート供給基地が存在しており、そこから供給することを想定しております。

コンクリートミキサー車は、約100台/日を想定しております。

○顧問 方法書 p.16、廃棄物等の搬出先について、土石等の搬出先、工事に伴い発生する産業廃棄物の搬出先等、現時点で想定される搬出先の施設と場所及び搬出ルートを示してもらいたい。

○事業者 土石等については、対象事業実施区域内の土捨て場にて処理いたします。工事に伴い発生する産業廃棄物については、施工業者と調整の上、適正な処分先にて処分いたします。

○顧問 方法書 p.18、第2.2-7図、沈砂池を含む断面模式図において、補強土壁工法と思われる断面が示されています。これはすべての沈砂池に共通の仕様ですか。

沈砂池に流入する雨水の経路が断面だけではわかりませんが、上部の斜面から流下するのでしょうか。側面からはどのように流入しますか。横断図だけでなく縦断図と平面図が必要と思われます。沈砂池の深さがよくわかりません。

○事業者 方法書記載の第 2.2-7 図 沈砂池は、参考図として使用する一例として記載しました。今後、現地調査を行い、その場所にあった沈砂池を設計し使用してまいります。

沈砂池の縦断面図は別添資料No.5 のとおりです。参考図では、深さは 1 m を想定しております。

○顧問 方法書 p. 19、補足説明資料図 1、切土 240 万 m³、盛土 70 万 m³、残土 170 万 m³ とありますが、少くない量です。尾根の切土で区域内はほとんど斜面ですので、場内の切盛バランスを安定的に行うことは易しくありません。土捨て場 4、5 は、谷埋め型の大規模盛土に相当すると思われませんが、縦横断面図を示してください。併せて、表土保全についてご検討ください。

準備書においては、適当な縮尺において改変区域の平面図と代表的な縦横断面図を示してください。

○事業者 土捨て場 4、5 の縦横断面図は、別添資料No.6 のとおりです。

表土保全について、盛土法面は在来種を中心とした種子配合による種子散布を速やかに行い、早期緑化を図ることにより表土の流出を防ぎます。今後、現地調査及び詳細設計にてその現況にあった設計を行い、適切な表土保全を実施してまいります。

準備書においては、適切な縮尺にて改変区域の平面図と代表的な縦横断面図をお示しいたします。

○顧問 方法書 p. 19、伐採の最小化を図るとありますが、改変区域と植生図の重ね合わせ図を作成し、伐採量を推定してください。（準備書において）その際に、環境影響評価配慮書・方法書から、どのように最小化を測ったか、経過を具体的に示してください。

○事業者 準備書において伐採量を推定するとともに、どのように最小化を図ったのか、経過を具体的にお示しいたします。

○顧問 方法書 p. 22、各観測所の観測項目を、例えば表中に追記する等して、補足して下さい。

○事業者 各観測所の観測項目は、別表のとおりです。

○顧問 方法書 p. 27～、二酸化硫黄や浮遊粒子状物質など、長期評価基準と短期評価基準がある物質については、その両方を満たすことが環境基準の適合の判断に必要なので、その両方に関する情報を表では示しておいた方がよいのではないのでしょうか。

○事業者 記載については、「平成 30 年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（静岡県くらし・環境部環境局生活環境課、令和元年）を出典として作成しております。

環境基準とその評価については、表外ではありますが、同じページ内の各物質の測定結果表の上段に記載しております。

○顧問 方法書 p. 33、「※大気汚染に係る指針値：午前 6 時から 9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲にあること。」とありますが、指針としては環境省大気汚染物質

広域監視システムに記載してある「午前6時から9時までの非メタン炭化水素濃度を0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下とすべきである、としている。」の方が適切ではないでしょうか。

(<http://soramame.taiki.go.jp/index/setsumeikoumoku.html#nmheshishin>)

○事業者 「大気汚染に係る環境基準」(環境省 HP)の「5 大気汚染に係る指針 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」に、「午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。(S51.8.13通知)」と記載されています。

○顧問 方法書 p.39、第3.1-10図、主要な河川及び湖沼の状況沢筋の所在は、濁水到達推定結果の評価に大きく影響しますので、現地調査において地元ヒアリングを含め、沢筋の調査をしっかりと実施していただきたい。GISを用いた沢筋の抽出検討を実施している地点もあります。このような解析も現地調査に役立つものと考えますので、ご検討いただきたい。

○事業者 動植物の現地調査において、沢筋が確認された場合には記録するようにいたします。

また、p.301(図6.2 2(1)水環境の調査位置)では、集水域の解析においてGISを用いています。その解析の過程では理論上の沢筋も抽出しており、現地調査に役立てたいと考えます。

○顧問 方法書 p.75、文献その他の資料による動物の重要な種の中で、「トキ」や「ナベヅル」のように、環境省のRDBで高い絶滅危惧ランクにありながら、県のレッドリストで全く指定されていないものは、どういう存在という位置づけでしょうか。対象地に生息していると言えるのでしょうか。

○事業者 「トキ」及び「ナベヅル」に関しては、方法書 p.57にお示ししている文献その他資料のうち、「掛川市史 上巻」(掛川市史編纂委員会、平成9年)にその記録が確認されたことから、抽出した種となります。鳥類ではこの2種の他に「ケリ」も県のレッドデータでの指定はございませんが、文献その他資料により確認された種となっております。

これらの種については、文献上確認された種として念頭に置きつつ、今後の現地調査において、実際の生息状況の把握に努めてまいります。

○顧問 方法書 p.85、p.94、9号機予定地点及び改変予定区域と植生自然度9の区域との位置関係を拡大図で提示願います。

○事業者 9号機予定地点及び改変予定区域と植生自然度9の区域との位置関係を別添資料No.7にお示しいたします。

○顧問 方法書 p.97、巨樹14と改変区域、巨樹16と土捨て場12との位置関係を拡大図で提示願います。

- 事業者 巨樹 14 と改変区域、巨樹 16 と土捨て場 12 との位置関係を別添資料 No. 8(1) 及び No. 8(2) にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 108、食物連鎖図で、キビタキが、ノウサギやヤマドリなどの主に植食性動物と思われる範疇に入れられているようですが、適切ではないと思われます。
- 事業者 食物連鎖模式図において、キビタキに関しては、主な餌対象が昆虫類になりますので、修正したものを別添資料 9 にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 124、p. 301、河川の利用について、簡易水道（意見書 No. 26）に加えて、地域での沢水等の利用についても把握に努めて下さい。
- 事業者 地域の沢水の利用についても把握に努め、事業計画の策定に生かします。
- 顧問 方法書 p. 124、準備書では対象事業実施区域周辺の簡易水道等の水源についてもお示し下さい。
- 事業者 準備書では対象事業実施区域周辺の簡易水道等の水源についても可能な限り調査を行い、お示し致します。
- 顧問 方法書 p. 130、住居群毎に、風力発電機との間の距離を本文とともに図中にも記載して下さい。一部図中に記載されていますが、その他の住居群についてもお願いします。
- 事業者 別添資料 No. 10 に示します。
- 顧問 方法書 p. 177、p. 178、改変区域のほとんどが各種保安林に指定されていますが、指定部署との協議経過を教えてください。改変の妥当性については、改変範囲個々に検討してください。
- 事業者 静岡県経済産業部森林・林業局森林・林業政策グループ森林保全課森林保全班と保安林に関する打合せを以下の日程で実施しました。
(2019/9/5、2020/2/19、2020/10/19)
保安林内に風力発電機を設置しなければならない客観的な理由について協議中です。
- 顧問 方法書 p. 179、砂防指定地と発電機設置位置及び土捨て場との関係を拡大図で提示願います。
- 事業者 別添資料 No. 11-1～No. 11-4 に示します。
- 顧問 方法書 p. 179、「天竜別添資料 No. 9、No. 10、No. 11」など土砂災害危険区域図などと改変区域図を重ね合わせる場合、小流域界を尾根線で色分けして重ね合わせることでより上流である改変区域の、どの部分が下流の指定危険区域に影響を与えるのかを判別できるようにしてください。
- 事業者 準備書において、記載することを検討致します。
- 顧問 方法書 p. 227、事業地及び近傍に、巨樹・巨木林が存在しますが、文献調査ではなく、改変区域における幹回り 3m 以上の巨樹の存在確認（毎木調査）が必要と思われます。存在する場合、伐採を回避する方法を検討してください。（準備書において）

- 事業者 今後の現地調査において、改変区域における幹回り 3m 以上の巨樹・巨木の存在を確認してまいります。巨樹の存在が確認された場合には、その確認位置を記録するとともに、可能な限り伐採を回避できるよう、事業計画を検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 235、大代（おおじろ）学術参考保護林の学術的重要性と保護に至った経緯について調べてください。
- 事業者 学術参考保護林については、大正 4 年に山林局通牒「保護林設定ニ関スル件」において発足した保護林制度によって設定されたものであり、その後、平成元年に林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」により、森林生態系保護林や森林生物遺伝資源保全林等といった分類体系に変化したものと考えられます。大代学術参考保護林については、その名称から、大正 4 年に発足した保護林制度によって指定されたものかと思慮いたしますが、学術的重要性と保護に至った経緯については現状把握できておりません。
 一方で、「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（第 2 回）」（環境省 HP、閲覧：令和 2 年 3 月）では、原生林若しくはそれに近い自然林として、特定植物群落に指定されております。大代学術参考保護林の学術的重要性と保護に至った経緯について、引き続き調べてまいります。
- 顧問 方法書 p. 272、「振動に関して 1.1km 離れると 30dB 未満になる」ことを客観的に説明するために、脚注に予測手法や具体的な数値をあげて示して（追記して）はいかがでしょうか。
- 事業者 建設機械の稼働に伴う振動を非選定にした根拠（シミュレーション結果）を示します。
 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）を基に、工事の種別ごとの振動レベルを算出した結果、発生源より 30m 離れば、人が振動を感じないレベル（震度階級 0）である 55 デシベル以下となります。
 現段階の計画において、風力発電機の設置工事地点及び道路の新設工事地点から住居までは数百メートルの離隔が確保されています。また、既存道路の拡幅等が想定される地点においては、最小限の重機を利用した一時的かつ短期間の工事を想定しています。
 以上より、影響は小さいと考え、建設機械の稼働に伴う振動を非選定としました。
- 顧問 方法書 p. 272、建設機械の稼働に伴う振動を非選定にした根拠（シミュレーション結果）を詳細に示していただきました。すべてを方法書に（あるいは方法書以降で）追記することは困難と考えますので、主要点に絞って追記を検討下さい。
- 事業者 準備書において、主要点に絞って追記することを検致します。
- 顧問 方法書 p. 285、対象事業実施区域の一番北側にある紺色の工事関係車両の主要な走行ルートは大型車が通行する可能性があるのでしょうか。ここは道幅が狭く沿道に民家が存在するのではないのでしょうか（市井平）。沿道の予測地点とする必要はないで

すか。また、より道路幅が狭く沿道に民家が迫っている切山地区も予測地点にする必要はないでしょうか。

沿道に設定されている対象事業実施区域の近傍にも民家があるところがあるので、民家近傍での工事がある場合には、必要に応じて大気質の評価を行ってください。

○事業者 対象事業実施区域の一番北側にある紺色の工事関係車両の主要な走行ルートについては、主に通勤用車両等が通行することを想定しており、大型車まで通行することは想定しておりませんので、沿道予測地点として選定しておりません。

予測地点は工事用車両が集中する地点を選定しており、沿道 A 地点から島田市家山地区において工事用車両が分散することから切山地区を選定しておりません。

沿道に設定されている対象事業実施区域の近傍にも民家があるところがあるので、民家近傍での工事がある場合には必要に応じて大気質の評価を行います。

○顧問 方法書 p. 285、回答に「沿道 A 地点から島田市家山地区において工事用車両が分散することから」とありますが、具体的にどのように工事車両を分散させる予定でしょうか。

○事業者 工事用車両の分散は、風力発電機建設場所ごとや、往来時の通行ルートを変えることで交通量を分散したいと考えております。

○顧問 方法書 p. 287、ASJ RTN-model は 2018 年版が提案されていますので、このバージョンの使用を検討下さい。その際、脚注にある「小型車換算交通量」も合わせて確認下さい。

○顧問 方法書 p. 287、道路騒音予測モデルについて、道路交通騒音予測モデルは最新版(2018 年)を使ってください。

○事業者 道路交通騒音予測モデルは ASJ_RTN-Model 2018 を使用いたします。なお、Model 2018 と 2013 では大型車（2 車種分類、定常走行時）のパワーレベルが変更となっており、小型車換算交通量を求める式も変更されることは確認しております。

なお、本案件では（2 車種分類、非定常走行モデル）を採用する予定です。

○顧問 方法書 p. 290、施設の稼働に伴う騒音測定を実施する 2 季とはいつになるか、またそれらを選定する理由を教示下さい。

○事業者 卓越する風向が異なる 2 季（秋季～冬季及び春季）を予定しています。

○顧問 方法書 p. 295（方法書全体を通して）、「昼間」に関して時間帯を併記している箇所と時間帯のみ記載している箇所があります（例えば、p. 295 は時間帯のみ記載）。方法書全体を確認の上、表記の統一をお願いします。

○事業者 方法書全体を確認の上、表記の統一を致します。

○顧問 方法書 p. 297、風況調査の位置の代表性について、風力発電機はおよそ 8km の距離範囲に分布しているが、風況観測地点が 1 地点しかない。21 基の風力発電機の有効風速を代表させるには、少し不十分ではないかと思われる。八高山の南側にもう 1 地点補填するのが良いと思われるが検討願いたい。

なお、計画中の風況観測地点の標高、及び風力発電機毎の標高を整理した表を示してください。

- 事業者 ご指摘のとおり、風況調査位置を追加することが必要と考えております。今後、風況観測設備を3～4箇所程度追加建設するよう交渉しております。現在、建設済の風況観測地点と風力発電機毎の標高は別表に示します。
- 顧問 方法書 p. 298 の第 6. 2-2 表(21) 調査、予測及び評価の手法(水環境)、5. 調査期間等(1)浮遊物質の状況で「6. 予測の基本的な手法」において、沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合、対象となる河川において降雨時調査を1回実施する」とありますが、現地調査は当該周辺地域の現状を把握する上でも重要な実施項目であり、条件を付けずに必ず実施してください。
- 事業者 現時点では、沈砂池の位置が確定しておりませんので、降雨時調査は時間雨量 10mm 程度の降雨が予測される1降雨において実施いたします。
- 顧問 方法書 p. 299、(脚注)降雨量について、最近の気象状況を踏まえ、降雨時調査期間中の最大時間降雨量だけでなく、集中豪雨的な強雨時の場合についても予測・評価を実施してください。
- 事業者 集中豪雨的な降雨条件(例えば、10年確率雨量の降雨時)でも、沈砂池の排水口における排水量及び浮遊物質を予測いたします。
なお、沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合の完全混合モデルによる浮遊物質の予測は、集中豪雨的な降雨のときの河川流量と浮遊物質の現地調査が必要になるため、調査員の安全を確保できないことから実施できません。
- 顧問 方法書 p. 300、p. 301、水環境の調査位置水環境の調査地点が9点設定されていますが、水質7と水質8の集水域には調査地点よりも上流に簡易水道の水源地が3地点見られます。住民意見の中でも水源への濁水の流入についての懸念意見がありますので、これら3点(大和田、居尻、泉)の水源地において、あるいはそれらよりも上流においても水質の調査を行った方がよろしいと思います。ご検討ください。
- 事業者 水源地への造成工事による影響につきましては回避が基本です。よって、沈砂池出口からの排水が常時水流への到達の有無によって予測・評価をいたしますので、水質調査地点での調査結果を使って予測・評価することはいたしません。
- 顧問 方法書 p. 300、p. 301、予測・評価に水質調査地点での調査結果を使う必要はないと思いますが、知事意見にも「水源地の近くに水の濁り及び水量の調査地点を追加すること」とありますので、現在の調査予定地よりも上流に位置する水源地の近くにも水環境の調査地点を追加した方が良いと思います。ご検討ください。
- 事業者 地域住民が利用する簡易水道水源地及び飲料水供給施設水源地につきましては、可能な限りその取水種別と正確な位置の把握に努めます。水道水源に与える影響を回避するように事業計画を策定いたします。

水源地への環境影響については、特に飲料水として使用される場合には回避が原則です。水源の取水種別によって、対処方法は異なりますが、表流水を取水されている場合には、該当河川上流での常時水流に工事によって発生する濁水を混入させないような環境保全措置を立案することが重要であると考えます。このような事業計画を立案することで、水源地付近の現状の水質把握の重要度は低いと判断しています。そのため、水源地の近くの水の濁り及び水量の調査地点の追加はいたしません、工事前、工事中、工事後の水道水源の水量や水質調査を検討致します。

- 顧問 方法書 p. 301、水質調査地点について、現状の水質調査地点では、水源地「泉」への影響を把握できないのではないのでしょうか。
- 事業者 水源地「泉」への影響は、水質調査結果からではなく、沈砂池出口からの濁水到達の有無によって予測・評価をします。
- 顧問 方法書 p. 301、第 6. 2-2 図(1)水環境の調査位置（浮遊物質及び流れの状況）について、水質調査地点より上流側の集水域内に複数の簡易水道水源地が存在しています。雨水濁水による水源への影響を検討するため、これらの水源位置の水質調査地点への追加を検討ください。
- 事業者 水源地への造成工事による影響につきましては回避が基本です。よって、沈砂池出口からの排水が常時水流への到達の有無によって予測・評価をいたしますので、水質調査地点での調査結果を使って予測・評価することはいたしません。
- 顧問 方法書 p. 301、事業者の「沈砂池出口からの排水が常時水流への到達の有無によって予測・評価する」との考え方はある程度理解しますが、水源への濁水の影響は水環境に関する重要な検討ポイントであり、また、想定外の気象状況なども考えられます。静岡県知事意見にも「水源地の近くに水の濁り及び水量の調査地点を追加すること」の記載があります。

については、水質調査地点を追加されないのであれば、少なくとも水源地での事前の水質等の確認と工事中の水質等の監視を実施していただきたい。

- 事業者 予測・評価で水質調査地点の結果を使用することはないため、水源地での河川水質調査は致しませんが、環境影響評価とは別の調査で、対象事業実施区域周辺での利水調査を実施し、その中で飲料水水源地の取水種別と正確な場所を把握し、それら水源に与える影響を回避できるよう、事業計画を策定いたします。

また、工事前、工事中、工事後の水道水源の水質や水量の調査を検討致します。なお、飲料水源地の調査結果につきましては、個人情報も含まれるため、公開図書への記載は不適切であると判断します。

なお、環境影響評価には異常値である「想定外の気象状況」の考慮をしないことが一般的です。

- 顧問 方法書 p. 305～、鳥類調査について任意観察調査だけを実施としているが、センサス調査を実施しない理由を説明願います。手引きでは任意観察調査以外にルートセ

ンサス、ポイントセンサス調査が記載されていますが、定量的な調査を実施しておかなければ事後調査との比較や改変区域との離隔距離との関係等の比較検討は不可能と考えます。

- 事業者 鳥類調査に関して、当初、任意観察調査の他、生態系におけるカラ類を対象としたポイントセンサスの結果を利用することにより、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類相の把握を検討しておりましたが、ご指摘を踏まえ、鳥類調査において、任意観察調査、ポイントセンサス調査及びラインセンサス調査を実施し、その結果を生態系の解析に利用する方針といたしました。

具体的な調査時期としましては、ポイントセンサスについてはカラ類の繁殖時期を含めた5月、6月、夏季、秋季、冬季に実施することとし、ラインセンサスについてはテリトリーマッピングを兼ねて5月及び6月の実施を検討しております。

- 顧問 方法書 p. 305～、定量性を担保できるように調査点は環境類型毎に調査点を複数設置するように計画願います。また、ラインセンサス法調査についても四季の調査を実施しておいた方が良いと考えます。

調査点の追加については考えていないとの回答ですが、準備書段階でデータの定量性が担保されていない、との指摘が想定されますので、方法書段階でどのようにデータを解析整理するのか、その解析結果に定量性を担保するためにどのように調査点を設けたら良いのか検討した上で調査に取り組む必要があると考えます。

- 事業者 ラインセンサスによる調査については、小鳥類の繁殖期における各種のテリトリーを把握することを主目的とし、繁殖期に当たる5月及び6月の実施としており、現時点では4季に渡る調査は検討しておりません。

ポイントセンサスによる調査地点については、風車配置の範囲と植生状況を考慮して配置しており、環境類型毎での定量性の担保はとれると考えておりますが、ご指摘を踏まえ、調査地点等については検討いたします。

- 顧問 方法書 p. 305～、希少猛禽類についてクマタカを想定した調査を実施するとされていますが、クマタカ以外の猛禽類についても詳細な調査が必要と考えます。重要種以外の飛翔状況についても準備書では提示願います。

- 事業者 現地調査の際には、クマタカ以外の猛禽類の飛翔状況についても、把握に努めてまいります。

- 顧問 方法書 p. 305～、調査点の設定根拠が表に提示されていますが、環境類型区分別に複数調査点を設けるように調査点の追加を検討されたい。

- 事業者 調査地点については、実際に風力発電機が建設される尾根上といった、改変の度合いが大きくなると予想される箇所をメインに、環境毎に複数の地点を設定しております。今後の事業計画の内容にもよりますが、現時点で調査地点の追加は検討しておりません。

- 顧問 方法書 p. 305～、コウモリ類生息状況調査について捕獲調査地点と音声モニタリング調査地点との結果について相互に関連を持たせられるように音声モニタリング調査地点の追加配置を検討した方が良いと考えます。
- 事業者 コウモリ類の専門家からは、捕獲調査時には多少なりともコウモリの行動に錯乱が起こっていると推測されることから、仮に音声モニタリング調査地点の近くで捕獲調査を実施する場合には、捕獲調査日のデータの取り扱いを注意することと言われたことがあり、音声モニタリング調査地点の近くでの捕獲調査の実施は、避けて設定しております。また、音声モニタリング調査の地点については、風況観測塔が今後設置されることから、その状況により変更になる予定です。樹高棒による調査も含め、対象事業実施区域内でのコウモリ類の利用状況を把握できるよう努めます。
- 顧問 方法書 p. 305～、捕獲調査地点でも音声モニタリングを実施するようという主旨の質問ではありません。コウモリの調査点についての回答は理解しましたが、捕獲調査地点の環境と音声モニタリング地点の環境はできるだけペアになるように調査点を配置する必要があると考えます。
- 事業者 調査地点については可能な限り、環境を揃えられるよう、検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 305～、猛禽類調査点について、対象事業対象区域の東側に比べ西側、南側及び北西側に調査点がありませんので、調査点の追加を検討願います。
- 事業者 猛禽類の調査地点については、現地の状況及び猛禽類の出現状況を踏まえ、適宜追加、修正を実施する他、必要に応じて移動しながらの調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲における猛禽類の生息状況の把握に努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 306、底生動物について、底生動物のうち淡水産貝類のみが調査対象となっていますが、他の底生動物は調査しないのでしょうか。
- 事業者 ご指摘の部分について、図書内には淡水産貝類として記載しておりましたが、実際の調査対象としては水生昆虫類等を含む底生動物全体になりますので、調査項目を底生動物として調査を実施していくとともに、準備書において適切に記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 309、コウモリの音声モニタリング調査4地点の環境はすべて針葉樹植林になっていますが、広葉樹林で行う必要はありませんか。
- 事業者 コウモリ類の音声モニタリング調査の地点については、風況観測塔や風車配置と地形から検討し、配置しております。その結果、本事業地及びその周囲の大半が占める植林地となりました。コウモリ類の飛翔範囲は広いことから、特に針葉樹林、広葉樹林という違いよりも、事業地周辺におけるコウモリ類相の全体像をより効率よく把握できるよう設定したつもりです。しかしながら、ご指摘を踏まえ、広葉樹林においても調査地点の設定を検討してまいります。
- 顧問 方法書 p. 314、第 6. 2-2 表 (35-2) 陸産貝類の調査時期の設定理由について、梅雨の前後であり、陸産貝類が確認しやすい時期であるという理由で調査時期を 5 月に

設定されていますが、5月は明らかに梅雨入り前と考えられ、陸産貝類が確認しやすい時期とは思われません。6月に設定された方がよろしいと思います。

- 事業者 実際の調査時期については再考するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 314、第 6. 2-2 表 (35-2) 調査項目「淡水産貝類」について、項目と内容が一致しません。調査対象がこの箇所以外にも淡水産貝類となっていますが、そのことが間違っていて、実際には水生昆虫等を含む淡水産の底生生物全体を調査対象としているのでしょうか、あるいは設定理由の内容が間違っているのでしょうか。ご確認のうえ、修正をお願いします。
- 事業者 ご指摘の部分に関して、図書内では淡水産貝類として記載しておりましたが、実際の調査対象としては淡水産貝類だけでなく、水生昆虫等を含めた底生動物全体になりますので、調査項目を底生動物として調査を実施していくとともに、準備書において適切に記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 317、一般鳥類の任意観察ルートをも記した方がいいでしょう。
- 事業者 ルートに関しては、調査員の安全面を考慮し、現地の状況を踏まえた上で設定させて頂ければと思います。その際には、可能限り対象事業実施区域内を網羅できるよう、ルートの設定に努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 321、専門家ヒアリングでも指摘されているように、渡り鳥の調査範囲で北西部がカバー出来ていないように思われます。
- 事業者 渡りに関して、鳥類の出現状況に応じて適宜地点を修正するとともに、猛禽類調査時等にも確認された渡りに関しては記録することで、対象事業実施区域及びその周囲における渡りの状況の把握に努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 322～、重要種の予測・評価に際して、例えば哺乳類などでは改変率を一つの尺度に評価しようとしている。検討対象の範囲を広くとれば改変区域の比率は相対的に小さくなり、影響は小さいと結論されることになりそうです。任意観察で記録した調査結果に基づくと、環境類型区分が同じであれば対象種が同じように分布するとの考え方に依存した予測結果になりますが、実際の個々の種の個体密度や行動圏を具体的に調査することにはなっていないので、この考え方が適用できるのか疑問です。また、移動の阻害についても具体的に個々の種の主たる移動経路を把握するような調査計画とはなっていないので、影響の程度は予測できないと考えます。フロー図と調査計画とが科学的に整合性がとれるように見直し検討が必要と考えます。
- 事業者 フローとしては、参考として改変率を示しております。準備書においては、各種の生態特性や現地での確認状況から、事業による影響を予想・評価を行ってまいります。また、移動の阻害については、猛禽類については、そのための記録を行っており、不確実な面は残るものの、予測・評価ができるものと考えております。なお、地上性の種や小鳥類などの細かな移動や渡りについては、個々の種の把握までは難しいと考えております。

- 顧問 方法書 p. 322～、地上性の種や小鳥類等の移動経路の把握は難しいということであれば、代替手法としてどのようなことが考えられるのか、考え方を整理した上で、準備書段階での記載の内容については工夫をし、一律的な記載は避けるようにしていただきたいと考えます。
- 事業者 実際の調査までに代替手法について検討し、準備書において、その内容を記載するようにいたします。その際には、記載内容について、工夫に努めます。
- 顧問 方法書 p. 328、植生調査地点の設定根拠が提示されていますが、土捨て場の部分については調査点に追加する必要があると考えますので確認願います。
- 事業者 土捨て場については、植生が消失することになるため、事前の把握として、調査地点を追加するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 333～、専門家の意見でも指摘されているが、当該地域におけるクマタカの実際の食性をどのように確認するのか具体的に説明が必要と考えます。
- 事業者 実際の食性の把握は、難しいところがございます。現状としては、猛禽類調査時に観察される餌持ちの種を確認するか、営巣地が特定できれば、ビデオやカメラを設置し、巣に持ち込まれた餌の特定を行うなどが、考えられます。しかしながら、営巣地についてのビデオ等の設置については、営巣放棄などの懸念もあり、一事業での調査として実施することではないと考えております。
- 顧問 方法書 p. 333～、ビデオカメラを設置して調査すること以外にも、手法はあると考えます。
- 事業者 ビデオカメラによる確認以外のものとしては、営巣地が確認された場合には、繁殖に影響を及ぼさない時期において、巣の周辺でクマタカの食痕やペリット等を採取、可能であれば巣の内部を確認する等といった手法が主だったものになるかと考えております。現地の状況も踏まえ、引き続き検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 333～、餌資源調査としてのノウサギの調査点について定量性を担保するために調査点数の追加を検討願います。一方、ヤマドリ・ヘビ類については任意観察調査の結果をどのように定量的に解析するのか、特に環境類型区分毎の餌量を算出する場合について説明が必要と考えます。
- 事業者 ノウサギの調査地点については、実際に風力発電機が建設される尾根上といった、改変の度合いが大きくなると予想される箇所をメインに、環境毎に複数の地点を設定しております。今後の事業計画の内容にもよりますが、現時点で調査地点の追加は検討しておりません。
 ヤマドリ及びヘビ類については、鳥類の各調査手法と爬虫類の任意観察調査により確認された個体数を利用する予定です。それらの踏査した距離を環境毎に整理し、環境毎で確認された個体数により換算していく予定です。算出する内容については、準備書において、記載いたします。

- 顧問 方法書 p. 333～、ノウサギ等の餌資源量調査について、調査地点の配置状況を見ても定量性が担保できているようには見えませんが、準備書段階で定量性がないとの指摘を受けないようによく検討して取り組んでいただきたいと思います。
- 事業者 調査地点については、主に風力発電機が設置される予定である尾根上に分布する環境毎に複数地点を設定出来ていると考えており、1地点において、3コードラート程度を設定し、調査を実施する予定としております。このことから、本事業による影響を予測及び評価するという観点から、定量性は担保出来ていると考えておりますが、ご指摘を踏まえ、調査地点等については検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 333～、当該地域においては複数のクマタカの番が生息している可能性が指摘されていますので、それぞれの高利用域、営巣中心域が把握できるように調査を実施願います。
- 事業者 ご指摘の点を把握出来るよう、留意しながら調査を実施いたします。
- 顧問 方法書 p. 333～、専門家の指摘にもある通り、複数番が生息している状況から餌種・餌量が豊富であることが想定されると考えますが、当該対象事業実施区域の周辺地域におけるクマタカの生息状況についてもできるだけ情報を整理しておく必要があると考えます。他事業の例では、風車のある対象事業実施区域内におけるクマタカの飛翔頻度は低いことから、当該地点においても稼働後には対象事業実施区域外に行動圏がシフトする可能性が想定されることも想定しておく必要があるのではないかと考えます。
- 事業者 現地調査において、当該地域に生息しているクマタカの生息状況及び餌種について、把握に努めるとともに、周辺地域におけるクマタカの生息状況についても、可能な限り情報を収集いたします。
- 他事業の例についても、ご教示頂きましてありがとうございます。ご教示頂いた内容を踏まえ、必要に応じて事後調査を実施する等、本事業の影響を適切に把握出来るよう、努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 333、カラ類は種によって採餌場所や食性が異なると考えられます。具体的にどのような餌種（昆虫で言えば目レベル）をどのような採集方法（スウィーピングやビーティングを行う場所など）について説明をお願いします。既往研究では、鱗翅目・膜翅目幼虫の落下虫糞量から餌資源量を把握した事例もあるので、ご参照ください。
- 事業者 主に樹上性昆虫類の幼虫の資源量の把握として予定としております。ご指摘の落下虫糞量からの把握についても検討しているところです。現状実施しようとしている内容では、ビーティングできる範囲となり、高さの限界があるため、有効な手法かと考えております。
- 他にも手法について事例を収集しまして、実際の調査内容、調査結果等を準備書においてお示しいたします。

○顧問 方法書 p. 333、カラ類の生息状況はポイントセンサスで植生間の記録密度の違いを把握されると思いますが、囀り、採餌などの行動が記録できる場合は、それらを記録しておいて植生間の違いを調べるのも繁殖、採餌環境を調べるためには重要だと思います。

○事業者 現地調査の際、囀り、採餌等の行動を確認できた際には、それらを記録してまいります。

○顧問 方法書 p. 342、ヤマドリ、ヘビ類の調査ルートを記入した方がいいでしょう。

○事業者 ルートに関しては、鳥類の各種調査や爬虫類の踏査調査による結果を流用することとしており、現状としては、鳥類の踏査ルートや爬虫類・両生類の踏査ルートが想定されます。

準備書において、実際に踏査できたルートを記載いたします。

○顧問 方法書 p. 346、クマタカの影響予測、評価フロー図に、「利用している餌種の把握」がありますが、実際にはノウサギ、ヤマドリ、ヘビに決め打ちしているようです。p. 345のフロー図には、「*調査にて確認した餌種が対象」とあります。現地調査でその他の主要な餌種が出た場合は、新たに調査するのでしょうか。

○事業者 クマタカの餌種については、文献資料の情報から、ノウサギ、ヤマドリ及びヘビに関しては最低限把握に努める必要があると考え、このような記載としております。現地調査において、クマタカの餌運搬が確認された際には、その餌種の把握に努めるとともに、営巣地が確認された場合には、繁殖に影響を及ぼさない時期において、巣の周辺でクマタカの食痕やペリット等を採取、可能であれば巣の内部を確認する等、把握に努めてまいります。その結果、上記の3種以外だった場合には、哺乳類、鳥類といった各項目の調査の際に確認に留意してまいります。

○顧問 方法書 p. 346、上位性の予測評価フロー図に、上記のコメントに関連して風車設置に伴うクマタカの忌避行動を追加してはどうかと考えます。風車からの離隔距離として500m程度の範囲をクマタカが飛翔を忌避する範囲として飛翔の予測結果を準備書で提示できるように検討してみてください。

○事業者 頂いたご意見を参考に、今後の現地調査の結果を踏まえた上で、準備書において予測結果をお示しいたします。

<補足説明資料関連>

○顧問 補足説明資料 p. 7～、確認です。沿道Dと一般の地点は近いですが、大気質の全項目を2か所で測定するという理解でよいですか。

○事業者 地権者及び地元関係者の協議が整っている段階ではありませんが、沿道Dと一般地点が近接するようであれば1か所、離れた地点が確保できれば2か所で測定する予定です。

<その他関連>

- 顧問 準備書作成時、残留騒音とハブ高さにおける風速の関係について、現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとに残留騒音とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理してもらいたい。さらに、ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）などを考察してもらいたい。
- 事業者 現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとに残留騒音とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理し、ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）などを考察いたします。
- 顧問 準備書作成時、風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係について、風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値及びそれから算定される指針値との関係図を整理してください。
- 事業者 風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と現況の残留騒音算定値及びそれから算定される指針値との関係図を整理いたします。
- 顧問 準備書作成時、G特性音圧レベルと風速の関係について、G特性音圧レベルとハブ高さの風速の関係を整理し、その関連性（の有無）について考察を行ってください。
- 事業者 騒音の場合と同様、現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとにG特性音圧レベルとハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理し、ハブ高風速とG特性音圧レベルの関連性の有無（回帰式など）などを考察いたします。
- 顧問 準備書作成時、風力発電機の音響性能について、採用する風力発電機の音響特性としてIEC 61400に基づくA特性音圧のFFT分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに、風車騒音のSwish音に関する特性評価を示すこと。
- 事業者 風車メーカーからご指摘の資料の提供を受け、IEC 61400に基づくA特性音圧のFFT分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の評価及び風車騒音のSwish音に関する特性評価を行います。

(2) 株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業」に対して、方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、浜松市長意見について、以下のとおり、顧問から意見等があり、事業者が回答した。

<方法書関連>

- 顧問 方法書 p. 5、衛星写真は閲覧日だけではなく撮影された時期がいつであるかも記載してください。
- 事業者 別添資料No.1 に示します。
- 顧問 方法書 p. 8、配置計画図について2.5万分の1の図を追加提示願います。
- 事業者 別添資料No.2-1～No.2-5 に示します。

- 顧問 方法書 p. 8、別添資料No.2-1～No.2-5 の地図は 2.5 万分の 1 の図ではなくて 5 万分の 1 の図を拡大したものと考えられますので確認願います。(2.5 万分の 1 の図では等高線間隔は 10m となります)
- 事業者 5 万分の 1 の図を拡大したものとなっていましたので、2.5 万分の 1 の図としました。(別添資料No.2-1～No.2-5)
- 顧問 別添資料、地図表記として 2.5 万分の 1 を表示する場合には図面は 5 万分の 1 の図を拡大して提示するのではなく、2.5 万分の 1 の図を用いていただきたいと思いますと考えます。(2.5 万分の 1 の図では等高線間隔は 10m となりますし、その他の情報量も 5 万分の 1 の図を用いた場合よりも多くなります)
- 事業者 5 万分の 1 の図を拡大したものとなっていましたので、2.5 万分の 1 の図としました。(別添資料No.5(1)～No.5(3)、No.6(1)～No.6(3)、No.9-1～No.9-5、No.10-1～No.10-5、No.11-1～No.11-5)。
- 顧問 方法書 p. 9、風力発電機の概要表に諸元が範囲で示されていますが、検討対象個別機種毎に諸元を提示願います。
- 事業者 今後、風力発電機の機種について、検討してまいります。準備書の段階において、採用機種の諸元をお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 9、回答内容によると提示されている諸元には根拠がないということになりますが。
- 事業者 現在、検討中の風車機種は別表のとおりとなっております。他のメーカーへも問合せをしております。諸元の範囲内で対応したいと考えております。
- 顧問 方法書 p. 9、設置する風力発電機が決定し次第、発生する騒音の風速毎の周波数特性、swish 音の発生状況、純音成分の発生状況、純音可聴度の検討を行い、準備書以降に記載して下さい。なお、測定条件（測定位置等）も併せて明記して下さい。
- 事業者 風力発電機の機種選定後、発生する騒音の風速毎の周波数特性（測定条件等を含む）、Swish 音の発生状況、純音成分の発生状況及び純音可聴度に係る検討結果を準備書以降にて追記いたします。
- 顧問 方法書 p. 13、変電所の位置、連系予定点及び送電線ルートを示す図を追加提示願います。
- 事業者 変電所の場所は、補足説明資料 1 に記載しております。送電線については、電力会社へお願いしており、送電線ルートについては、事業者では把握しておりません。
- 顧問 方法書 p. 14、工事用資材等の搬出入に係る車両の走行ルートは略さず、本文中に記述して下さい。
- 事業者 利用する可能性のある道路は以下のとおりです。準備書にて下記のように記載します。

三遠南信自動車道、一般国道 151 号、一般国道 152 号、一般国道 362 号、一般国道 473 号、主要地方道 1 号飯田富山佐久間線、主要地方道 1 号飯田富山佐久間線、主要地方道 47 号引佐六郎沢線、主要地方道 68 号浜北三ケ日線、一般県道 299 号渋川都田停車場線、一般県道 303 号新城引佐線

- 顧問 方法書 p. 16、工所用資材の搬入ルートについて、工所用資材搬出の起点となるコンクリート供給基地の位置の概要、及び工所用資材の搬出入ルートを走行するコンクリートミキサー車の台数/日の概要を説明してください。
- 事業者 事業地周辺には 3 か所のコンクリート供給基地が存在しており、そこから供給することを想定しております。搬入ルートは別添資料 No. 3 に示します。
コンクリートミキサー車は、約 100 台/日を想定しております。
- 顧問 方法書 p. 17、雨水排水について、準備書においては、道路工事（新設道路、既設道路の拡幅等）に係る雨水排水対策や濁りの影響評価についても具体的に記載してください。
- 事業者 準備書においては、道路工事（新設道路、既設道路の拡幅等）に係る雨水排水対策や濁りの影響評価についても具体的に記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 19、伐採予定範囲、改変予定区域、土捨て場の予定位置等具体的な場所を示す図面を追加提示願います。
- 事業者 伐採予定範囲、改変予定区域等の具体的な詳細図面は現在検討中であるため、準備書段階で具体的にお示しいたします。
土捨て場については、補足説明資料 p. 2 に記載しております。
- 顧問 方法書 p. 19、伐採木の量と処理の方法について、樹木伐採量は現時点で概算としてどの程度を想定しているか、また、伐採木の処理の方法についてはどのように考えているか概要を説明してください（現地でチップ化し再利用又は廃棄物として搬出など）。
- 事業者 樹木の伐採面積は、概算ですが約 61.7 万 m² と推定しております。今後、詳細調査・設計により、土地の改変量を極力最小限に抑えることにより伐採面積を含め自然環境への影響を極力低減するよう努めます。
伐採木については、伐採補償する事を考えており、伐採木の所有権は、地権者等にあることから、地権者等と相談の上、現地でチップ化する等の再利用を検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 20、手続き中の風力発電事業の内容については最新版に更新願います。
- 顧問 方法書 p. 20、第 2.2-5 表 環境影響評価手続き中の風力発電事業は調査時点で手続きがどこまで進んでいるかも記載した方がよいのではないのでしょうか。
- 事業者 別表のとおり、事業の進捗状況について記載いたします。

- 顧問 方法書 p. 24、平均風速の平年値と平成 31 年を比べると差があり、このデータだけから見ると平成 31 年は異常年であった可能性があります。測定場所・高度の変更等が無かったか確認をお願いします。
- 事業者 平均風速の平年値は 1981～2010 年の統計の値であります。なお、測定場所・高度の変更は、1996 年 3 月及び 2009 年 3 月にありました。
- 顧問 方法書 p. 24、一般には異常年の気象データは現地調査を含めてアセスメントには使用すべきではないので、混乱を避けるため測定場所・高度等風向風速に影響を与える変更があった場合には注として表に記載をしてください。
- 事業者 測定場所・高度等風向風速に影響を与える変更については、準備書において、注として表に記載致します。
- 顧問 方法書 p. 56 ほか、底生動物について、底生動物は水域生態系の低次消費者として重要であり、濁水や土砂流入等による影響を検討する上でも重要な指標と考えますが、淡水産貝類のみを対象としたのは何故ですか。
- 事業者 ご指摘の部分について、図書内には淡水産貝類として記載しておりましたが、実際の調査対象としては水生昆虫類等を含む底生動物全体になりますので、調査項目を底生動物として調査を実施していくとともに、準備書において適切に記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 70、レッドリストあいち 2020 が、愛知県 HP で 2020 年 3 月 30 日更新として公表されているようです（例えばサシバは、VU→EN）。
- 事業者 準備書作成の際には参考にするとともに、重要種のランクについて、最新の情報に修正いたします。
- 顧問 方法書 p. 83～、改変予定区域と植生自然度 9 以上の区域との位置関係を拡大図で提示願います。
- 事業者 改変予定区域と植生自然度 9 以上の区域との位置関係について、拡大図を別添資料 No. 5 にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 83、別添資料 5 の凡例に植生自然度 10 の凡例がありますが、図中にも該当箇所があるのでしょうか。
- 事業者 ご指摘の点について、お示した図面内には、植生自然度 10 に該当する植生はございませんでしたので、凡例部分について修正しまして、別添資料 5(1)～(3)にお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 111、ブナクラス域自然植生及びヤブツバキクラス域自然植生と改変予定区域との位置関係を拡大図で提示願います。
- 事業者 ブナクラス域自然植生及びヤブツバキクラス域自然植生と改変予定区域との位置関係について、拡大図を別添資料 6 にお示しいたします。

- 顧問 方法書 p. 133、水源と河川等の関係について、対象事業実施区域周辺の上水道水源・飲料水水源と表流水・井戸水等の関係がわかるように表や図で示して下さい。図中の「濁水・取水点等」（紫色の点線）は何を示していますか。
- 事業者 「平成 29 年度水道事業年報」（浜松市上下水道部）、浜松市水道課ヒアリングにより確認できた上水道水源は、以下のとおりです。
 - 深井戸：中島、生島、西川
 - 浅井戸：神妻
 - 表流水：川上、早瀬、上平山、大滝、山香、浦川、地八、和山間、戸口
 図を別添資料 7 に示します。引き続き、未確認地点についても状況を確認いたします。
 - 紫色の点線は、「浜松市風力発電ゾーニング計画」（浜松市）において、「湧水・取水地点（概ね下流 2km 圏内）」等とされている区域です。
- 顧問 方法書 p. 133、地域での沢水等の利用についても配慮いただくようお願いします。
- 事業者 水道水源等の地元聞き取り・調査時に水の利用状況を確認し、配慮した事業計画にいたします。
- 顧問 方法書 p. 138、風車予定位置と住宅との離隔距離について本文にも具体的に追記願います。
- 顧問 方法書 p. 138、各施設までの距離を表中に追記して下さい。周辺住居（あるいは住居群）の配置状況も、その概要を本文に整理されてはいかがでしょうか。
- 顧問 方法書 p. 138、環境の保全が必要な施設や住宅について、風力発電機の配置との関連で、最近接の環境保全すべき施設や住宅については、位置や距離を文章及び表でも整理してもらいたい。
- 事業者 別添資料 No. 8 に示します。
- 顧問 方法書 p. 187、p. 188、危険個所の指定区域と改変予定区域との位置関係を拡大図で提示願います。
- 事業者 別添資料 No. 9-1～No. 9-5、No. 10-1～No. 10-5、No. 11-1～No. 11-5 に示します。
- 顧問 方法書 p. 306～、建設機械の稼働について、沿道部分の対象事業実施区域で民家の近傍で工事を行う際には必要に応じて大気質の評価を行ってください。
- 事業者 民家の近傍での工事がある場合には必要に応じて大気質の評価を行います。
- 顧問 方法書 p. 313、搬出入に係る道路騒音の予測手法に関して、ASJ RTN=model 2018 が公表されています。最新の知見を利用して予測計算を行う観点から、2018 版を利用して下さい。また、脚注にある交通量の換算式も確認して下さい。

- 事業者 道路交通騒音予測モデルは ASJ_RTIN-Model 2018 を使用いたします。なお、Model 2018 と 2013 では大型車（2 車種分類、定常走行時）のパワーレベルが変更となっており、小型車換算交通量を求める式も変更されることは確認しております。
- 顧問 方法書 p. 317、施設の稼働に伴う調査を“2 季実施”としているが、具体的な時期（現状の計画）を教示下さい。また、その 2 季に測定する理由も教示下さい。
- 事業者 卓越する風向が異なる 2 季（秋季～冬季及び春季）を予定しています。
- 顧問 方法書 p. 318、測定した残留騒音を利用し、環境省による指針との整合性に係る評価を実施する場合は、適切な箇所にその旨追記して下さい。
- 事業者 測定した残留騒音を利用し、環境省による指針との整合性に係る評価を実施する場合は、準備書において適切な箇所にその旨追記いたします。
- 顧問 方法書 p. 322、実測を行う時間に係る表記がまちまちです（例えば、昼間（6～22 時）や 6～22 時など）。方法書全体を見直し、時間に係る表記方法を統一して下さい。
- 事業者 方法書全体を確認の上、表記の統一を致します。
- 顧問 方法書 p. 324、対象事業実施区域の西端に風況観測塔を設置する計画ですが、風力発電施設全体の風況を把握する観点から、観測位置を再度検討する必要はないでしょうか。もし、この位置とする場合は、その理由を教示下さい。
- 事業者 風況調査については、風況観測地点を追加することが必要と考えております。今後、風況観測設備を 2～3 箇所程度追加建設するよう交渉しております。
- 顧問 方法書 p. 324、風況調査の位置の代表性について、p. 324 の図中に風況観測の調査地点（2 号機近傍）が 1 か所あります。全長 8km 弱に及ぶ風力発電機の設置範囲に対して、その南端に位置するこの 1 地点の風況データが 21 基の風車の動作をカバーできると考えた根拠を説明してください。
- 事業者 風況調査については、風況観測地点を追加することが必要と考えております。今後、風況観測設備を 2～3 箇所程度追加建設するよう交渉しております。
- 顧問 方法書 p. 325 の第 6.2-2 表(21) 調査、予測及び評価の手法（水環境）、5. 調査期間等（1）浮遊物質の状況で、「6. 予測の基本的な手法」において、沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合、対象となる河川において降雨時調査を 1 回実施する」とありますが、現地調査は当該周辺地域の現状を把握する上でも重要な実施項目であり、条件を付けずに必ず実施してください。
- 事業者 現時点では、沈砂池の位置が確定しておりませんので、降雨時調査は時間雨量 10mm 程度の降雨が予測される 1 降雨において実施いたします。
- 顧問 方法書 p. 326、(脚注)・降雨量について、最近の気象状況を踏まえ、降雨時調査期間中の時間最大降雨量だけでなく、集中豪雨的な強雨時の場合についても予測・評価を実施してください。

○事業者 集中豪雨的な降雨条件（例えば、10年確率雨量の降雨時）でも、沈砂池の排水口における排水量及び浮遊物質量を予測いたします。

なお、沈砂池からの排水が河川に流入すると推定した場合の完全混合モデルによる浮遊物質量の予測は、集中豪雨的な降雨のときの河川流量と浮遊物質量の現地調査が必要になるため、調査員の安全を確保できないことから実施できません。

○顧問 方法書 p. 328、第 6. 2-2 図(1)水環境の調査位置（浮遊物質量及び流れの状況）について、水質調査地点より上流側の集水域内に複数の上水道水源及び飲料水供給施設水源が存在しています。雨水濁水による水源への影響を検討するため、これらの水源位置の水質調査地点への追加をご検討ください。

○事業者 水源地への造成工事による影響につきましては回避が基本です。よって、沈砂池出口からの排水が常時水流への到達の有無によって予測・評価をいたしますので、水質調査地点での調査結果を使って予測・評価することはいたしません。

○顧問 方法書 p. 328、事業者の「沈砂池出口からの排水が常時水流への到達の有無によって予測・評価する」との考え方はある程度理解しますが、水源への濁水の影響は水環境に関する重要な検討ポイントであり、また、想定外の気象状況なども考えられます。浜松市長意見にも「水源として利用されている表流水、湧水、地下水等の取水地点、水質及び水量の現況調査を行い、工事中及び供用後の影響について予測及び評価を行うこと」の記載があります。

ついでには、水質調査地点を追加されないのであれば、少なくとも水源地での事前の水質等の確認と工事中の水質等の監視を実施していただきたい。

○事業者 環境影響評価には異常値である「想定外の気象状況」については、考慮をしないことが一般的です。

予測・評価で水質調査地点の結果を使用することはないため、水源地での河川水質調査は致しませんが、対象事業実施区域周辺での利水調査を実施し、その中で飲料水水源地の取水種別と正確な場所を把握し、それら水源に与える影響を回避できるよう、事業計画を策定いたします。

水質調査地点を追加しないため、工事前、工事中、工事後の水道水源の水質や水量の調査を検討致します。

なお、飲料水源地の調査結果につきましては、個人情報も含まれるため、公開図書への記載は不適切であると判断します。

○顧問 方法書 p. 328、水環境の調査位置について、水質環境の調査地点が 11 点設定されているが、調査地点よりも上流にかなり多くの飲料水供給施設水源があり、「水質 1」の集水域の上流には上水道水源（浦川）も存在します。

住民意見の中にも、「天竜川西側全ての飲料水施設水源の水量、水質調査を実施し、公表すること」という要望がありますので、可能な限りこれらの水源においても水環境

の調査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。少なくとも上水道水源においては水質検査を実施した方が良いと思います。

○事業者 水源地への造成工事による影響につきましては回避が基本です。よって、沈砂池出口からの排水が常時水流への到達の有無によって予測・評価をいたしますので、水質調査地点での調査結果を使って予測・評価することはいたしません。

○顧問 方法書 p. 328、予測・評価に水質調査地点での調査結果を使う必要はないと思いますが、住民意見に「天竜川西側全ての飲料水施設水源の水量、水質調査を実施し、公表すること」という要望があることから、水源近くにおいても、特に上水道水源においては、やはり水環境の調査を実施した方が良いと思います。ご再考ください。

○事業者 地域住民が利用する簡易水道水源地及び飲料水供給施設水源地につきましては、可能な限りその取水種別と正確な位置の把握に努めます。水道水源に与える影響を回避するように事業計画を策定いたします。

水源地への環境影響については、特に飲料水として使用される場合には回避が原則です。水源の取水種別によって、対処方法は異なりますが、表流水を取水されている場合には、該当河川上流での常時水流に工事によって発生する濁水を混入させないような環境保全措置を立案することが重要であると考えます。このような事業計画を立案することで、水源地付近の現状の水質把握の重要度は低いと判断しています。そのため、水源地の近くの水の濁り及び水量の調査地点の追加はいたしません、工事前、工事中、工事後の水道水源の水量や水質調査を検討致します。

○顧問 方法書 p. 334～、鳥類調査について任意観察調査だけを実施としているが、センサス調査を実施しない理由を説明願います。手引きでは任意観察調査以外にルートセンサス、ポイントセンサス調査が記載されていますが、定量的な調査を実施しておかなければ、事後調査との比較や改変区域との離隔距離との関係等の比較検討は不可能と考えます。

○事業者 鳥類調査に関して、当初、任意観察調査の他、生態系におけるカラ類を対象としたポイントセンサスの結果を利用することにより、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類相の把握を検討しておりましたが、ご指摘を踏まえ、鳥類調査において、任意観察調査、ポイントセンサス調査及びラインセンサス調査を実施し、その結果を生態系の解析に利用する方針といたしました。

具体的な調査時期としましては、ポイントセンサスについてはカラ類の繁殖時期を含めた5月、6月、夏季、秋季、冬季に実施することとし、ラインセンサスについてはテリトリーマッピングを兼ねて5月及び6月の実施を検討しております。

○顧問 方法書 p. 334～、希少猛禽類についてクマタカを想定した調査を実施するとされていますが、クマタカ以外の猛禽類についても詳細な調査が必要と考えます。重要種以外の飛翔状況についても準備書では提示願います。

- 事業者 現地調査の際には、クマタカ以外の猛禽類の飛翔状況についても、把握に努め、準備書においてお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 334～、調査点の設定根拠が表に提示されていますが、環境類型区分別に複数調査点を設けるように調査点の追加を検討されたい。
- 事業者 調査地点については、実際に風力発電機が建設される尾根上といった、改変の度合いが大きくなると予想される箇所をメインに、環境類型区分別に複数の地点を設定しております。
- 顧問 方法書 p. 334、定量性を担保できるように調査点は環境類型毎に調査点を複数設置するように計画願います。また、ラインセンサス法調査についても四季の調査を実施しておいた方が良く考えます。
- 事業者 調査地点については、風車配置の範囲と植生状況を考慮して配置しており、環境類型毎での定量性の担保はとれると考えておりますが、ご指摘を踏まえ、調査地点等については検討いたします。
 ラインセンサスによる調査については、小鳥類の繁殖期における各種のテリトリーを把握することを主目的とし、繁殖期に当たる5月及び6月の実施としており、現時点では四季に渡る調査は検討しておりません。
- 顧問 方法書 p. 334～、コウモリ類生息状況調査について、捕獲調査地点と音声モニタリング調査地点との結果について相互に関連を持たせられるように音声モニタリング調査点の追加配置を検討した方が良く考えます。
- 事業者 コウモリ類の専門家からは、捕獲調査時には多少なりともコウモリの行動に錯乱が起こっていると推測されることから、仮に音声モニタリング調査地点の近くで捕獲調査を実施する場合には、捕獲調査日のデータの取り扱いを注意することと指摘されていることから、音声モニタリング調査地点の近くでの捕獲調査の実施は避けるよう、調査地点を配置しております。
- 顧問 方法書 p. 334、捕獲調査地点でも音声モニタリングを実施するようという主旨の質問ではありません。コウモリの調査点についての回答は理解しましたが、捕獲調査地点の環境と音声モニタリング地点の環境はできるだけペアになるように調査点を配置する必要があると考えます。
- 事業者 調査地点については可能な限り、環境を揃えられるよう、検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 334～、猛禽類調査点について、対象事業実施区域の南西側に調査点がありませんので、調査点の追加を検討願います。
- 事業者 猛禽類の調査地点については、現地の状況及び猛禽類の出現状況を踏まえ、適宜追加、修正を実施する他、必要に応じて移動しながらの調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲における猛禽類の生息状況の把握に努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 336、陸産貝類の調査時期について、陸産貝類の調査実施時期を春の1季（5月）としておられますが、陸産貝類の活動時期から考えると、温暖な梅雨時期

(6月～7月上旬)に実施することが望ましいと思います。専門家からも陸産貝類についてかなり細かい意見がついており、特にミカワマイマイ、マイマイ属の1種、サンエンマイマイ、ニヨリサンエンマイマイ、ホウライジギセルなど希少種が生息するようですので、専門家のアドバイスをお聞きいただいた上で慎重な調査をお願いしたいと思います。専門家の意見にもありますが、大型のマイマイ属の調査は夜間が望ましいと思います。

- 事業者 ヒアリングを実施した専門家の意見を踏まえて調査時期を設定しましたが、ご指摘を踏まえ、調査時期及び夜間における調査について、再検討いたします。また、現地調査の際には、専門家からご指摘頂いたミカワマイマイ等といった種について、留意いたします。
- 顧問 方法書 p. 337、重要種ミゾゴイなどの生息確認のため、特定の時期にICレコーダー等での調査が必要ではないでしょうか。
- 事業者 ミゾゴイについてですが、「静岡県の鳥類第3版」(静岡の鳥編集委員会、令和2年)からの最新の情報によりますと、対象事業実施区域が含まれるメッシュにおける生息情報は得られておりません。そのため、現時点では、ミゾゴイを対象としたICレコーダーでの調査は検討しておりません。なお、夜行性の鳥類については、夜間に踏査を行うことにより、その鳴き声等を確認する予定としております。
- 顧問 方法書 p. 338、コウモリの音声モニタリング調査は、落葉広葉樹林の環境である必要はないのですか。
- 事業者 コウモリ類の音声モニタリング調査の地点については、風況観測塔や風車配置と地形から検討し、配置しております。その結果、本事業地及びその周囲の大半が占める植林地となりました。コウモリ類の飛翔範囲は広いことから、特に針葉樹林、広葉樹林という違いよりも、事業地周辺におけるコウモリ類相の全体像をより効率よく把握できるよう検討した結果となります。
- 顧問 方法書 p. 340、魚類の調査について、対象事業実施区域内でのトウカイナガレホトケドジョウの生息可能性があるようですので、両生類等の調査に合わせて沢等の調査を行なうことを御検討下さい。また、準備書では魚類調査を行なった地点の概況をお示し下さい。
- 事業者 両生類等の調査の際には、沢等についても確認し、トウカイナガレホトケドジョウについて留意しながら調査を実施してまいります。
また、魚類調査を行った地点の概況については、準備書においてお示しいたします。
- 顧問 方法書 p. 343 ほか、淡水産貝類の調査について、項目と内容が一致しません。調査対象がこの箇所以外にも淡水産貝類となっていますが、そのことが間違っていて、実際には水生昆虫等を含む淡水産の底生生物全体を調査対象としているのでしょうか、あるいは設定理由の内容が間違っているのでしょうか。ご確認の上、修正をお願いします。

- 事業者 ご指摘の部分に関して、図書内では淡水産貝類として記載しておりましたが、実際の調査対象としては淡水産貝類だけでなく、水生昆虫等を含めた底生動物全体になりますので、調査項目を底生動物として調査を実施していくとともに、準備書において適切に記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 350、図の調査地点の位置では、東側や南東部の状況がつかめないように思えます。
- 事業者 渡り鳥の調査地点については、現地の状況及び渡り鳥の確認状況を踏まえ、適宜追加、修正しながら、対象事業実施区域及びその周囲における渡りの状況の把握に努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 351～、重要種の予測・評価に際して、例えば哺乳類などでは改変率を一つの尺度に評価しようとしている。検討対象の範囲を広くとれば改変区域の比率は相対的に小さくなり、影響は小さいと結論されることになりそうです。任意観察で記録した調査結果に基づくと、環境類型区分が同じであれば対象種が同じように分布するとの考え方に依存した予測結果になりますが、実際の個々の種の個体密度や行動圏を具体的に調査することにはなっていないので、この考え方が適用できるのか疑問です。また、移動の阻害についても具体的に個々の種の主たる移動経路を把握するような調査計画とはなっていないので、影響の程度は予測できないと考えます。フロー図と調査計画とが科学的に整合性がとれるように見直し検討が必要と考えます。
- 事業者 フローとしては、参考として改変率を示しております。準備書においては、各種の生態特性や現地での確認状況から、事業による影響を予想・評価を行ってまいります。また、移動の阻害については、猛禽類については、そのための記録を行っており、不確実な面は残るものの、予測・評価ができるものと考えております。なお、地上性の種や小鳥類などの細かな移動や渡りについては、個々の種の把握までは難しいと考えております。
- 顧問 方法書 p. 351、地上性の種や小鳥類等の移動経路の把握は難しいということであれば、代替手法としてどのようなことが考えられるのか、考え方を整理した上で準備書段階での記載の内容については工夫をし、一律的な記載は避けるようにしていただきたいと考えます。
- 事業者 実際の調査までに代替手法について検討し、準備書において、その内容を記載するようにいたします。その際には、記載内容について、工夫に努めます。
- 顧問 方法書 p. 357、植生調査地点の設定根拠が提示されていますが、土捨て場の部分についても調査点に追加する必要があると考えます。
- 事業者 土捨て場については、植生が消失することになるため、事前の把握として、調査地点を追加するようにいたします。
- 顧問 方法書 p. 362～、専門家の意見でも指摘されているが当該地域におけるクマタカの実際の食性をどのように確認するのか具体的に説明が必要と考えます。

- 事業者 実際の食性の把握は、難しいところがございます。現状としては、猛禽類調査時に観察される餌持ちの種を確認するか、営巣地が確認された場合には、繁殖に影響を及ぼさない時期において、巣の周辺でクマタカの食痕やペリット等を採取、可能であれば巣の内部を確認する等、把握に努めてまいります。しかしながら、営巣地内部確認について、状況にもよりますが、営巣放棄に繋がる可能性もございますので、一事業での調査として実施することは困難な面もあると考えております。
- 顧問 方法書 p. 362～、餌資源調査としてのノウサギの調査点について定量性を担保するために調査点数の追加を検討願います。一方、ヤマドリ・ヘビ類については任意観察調査の結果をどのように定量的に解析するのか、特に環境類型区分毎の餌量を算出する場合について説明が必要と考えます。
- 事業者 ノウサギの調査地点については、実際に風力発電機が建設される尾根上といった、改変の度合いが大きくなると予想される箇所をメインに、環境毎に複数の地点を設定しております。
ヤマドリ及びヘビ類については、鳥類の各調査手法と爬虫類の任意観察調査により確認された個体数を利用する予定です。それらの踏査した距離を環境毎に整理し、環境毎で確認された個体数により換算していく予定です。算出する内容については、準備書において、記載いたします。
- 顧問 方法書 p. 362、ノウサギ等の餌資源量調査について、調査地点の配置状況を見ても定量性が担保できているようには見えませんが、準備書段階で定量性がないとの指摘を受けないようによく検討して取り組んでいただきたいと思います。
- 事業者 調査地点については、主に風力発電機が設置される予定である尾根上に分布する環境毎に複数地点を設定出来ていると考えており、1地点において、3コドラート程度を設定し、調査を実施する予定としております。このことから、本事業による影響を予測及び評価するという観点から、定量性は担保出来ていると考えておりますが、ご指摘を踏まえ、調査地点等については検討いたします。
- 顧問 方法書 p. 362～、当該地域においては複数のクマタカの番が生息している可能性が指摘されていますので、それぞれの高利用域、営巣中心域が把握できるように調査を実施願います。
- 事業者 ご指摘の点を把握出来るよう、留意しながら調査を実施いたします。
- 顧問 方法書 p. 362～、専門家の指摘にもあるとおり、複数番が生息している可能性があることから餌種・餌量が豊富であることが想定されると考えますが、当該対象事業実施区域の周辺地域におけるクマタカの生息状況についてもできるだけ情報を整理しておく必要があると考えます。他事業の例では、風車のある対象事業実施区域内におけるクマタカの飛翔頻度は低いことから、当該地点においても稼働後には対象事業実施区域外に行動圏がシフトする可能性が想定されることも想定しておく必要があるのではないかと考えます。

- 事業者 現地調査において、当該地域に生息しているクマタカの生息状況及び餌種について、把握に努めるとともに、周辺地域におけるクマタカの生息状況についても、可能な限り情報を収集いたします。
- 他事業の例についても、ご教示頂いた内容を踏まえ、必要に応じて事後調査を実施する等、本事業の影響を適切に把握出来るよう、努めてまいります。
- 顧問 方法書 p. 362～p. 376、カラ類の餌資源に関しては、遠州東部のコメントと同じですのでそちらをご参照ください。
- 事業者 ご指摘の部分について、確認いたします。
- 顧問 方法書 p. 362～p. 376、カラ類、餌資源、植生の調査位置が重なっているように見えるので、それらを活用すれば、3つの関係性が分かるような解析ができると思います。現存量（総個体数密度）、種別の密度、多様性、階層構造の多様性など様々な捉え方があると思いますので、既往知見を踏まえて分かりやすく整理していただくことを期待します。
- 事業者 ご指摘の内容及び現地調査の結果を踏まえ、整理の仕方を検討してまいります。
- 顧問 方法書 p. 374、フロー図の中で、「*調査にて確認した餌種が対象」という表現がありますが、これは「現地調査（現地で餌種を確認）」ということですか。
- 事業者 クマタカの餌種については、文献資料の情報から、ノウサギ、ヤマドリ及びヘビに関しては最低限把握に努める必要があると考え、このような記載としております。現地調査において、クマタカの餌運搬が確認された際には、その餌種の把握に努めるとともに、営巣地が確認された場合には、繁殖に影響を及ぼさない時期において、巣の周辺でクマタカの食痕やペリット等を採取、可能であれば巣の内部を確認する等、把握に努めてまいります。その結果、上記の3種以外だった場合には、哺乳類、鳥類といった各項目の調査の際に確認に留意してまいります。
- 顧問 方法書 p. 375、上位性の予測評価フロー図に、上記のコメントに関連して風車設置にともなうクマタカの忌避行動を追加してはどうかと考えます。風車からの離隔距離として500m程度の範囲をクマタカが飛翔を忌避する範囲として飛翔の予測結果を準備書で提示できるように検討してみてください。
- 事業者 頂いたご意見を参考に、今後の現地調査の結果を踏まえた上で、準備書において予測結果をお示しいたします。

<補足説明資料関連>

- 顧問 補足説明資料 p. 1（図1）、p. 2（図2）、切土118万 m^3 、盛土8万 m^3 残土処分110万 m^3 とあり、事業地内は完全に切土優勢である。これは斜面地の尾根掘削では必然であり、場内に安定して盛土できる場所は見当たらない。110万 m^3 の残土処分は少ない量であり、これの処分地として配慮書から事業地を拡大しているが、この下流には

土砂災害危険箇所が多く、最適な場所とは考えにくい。切土と残土処分両面で環境改変が起こる。

本来、配慮書段階よりも環境影響を抑える検討をすべきであり、配慮書段階よりも、方法書段階で環境影響が大きくなるのは、望ましいことではない。

提示された図面類の縮尺が小さく、具体的な環境改変が判別できないが、準備書段階では適切な縮尺で、環境改変の平面、縦横断図が不可欠である。各種図面類を重ね合わせ検討してほしい。植生改変、水系改変などで下流に対する災害の恐れがないか、環境影響以前に検討すべき課題がある。準備書においては、環境影響が少なくなるよう、計画内容を吟味してほしい。

○事業者 今後、現地調査及び詳細設計するにあたり、環境影響が少なくなるよう、計画内容を吟味し、より環境影響が少なくなるよう計画を策定して準備書にて予測・評価いたします。

○顧問 補足説明資料 p. 2、対象事業実施区域の拡大図は主要部分のみではなく、すべての対象事業実施区域（道路部分を含む）をカバーする図を示してください。また、北東部にある土捨て場2へのアクセスはどのようにとるのでしょうか。

○事業者 すべての対象事業実施区域（道路部分を含む）をカバーする S=1/50,000 の平面図を別添資料4へ示します。

土捨て場2へのアクセスについては、北側の既設の作業道を利用する計画としています。

<その他関連>

○顧問 別添資料 No. 9、No. 10、No. 11 など土砂災害危険区域図などと改変区域図を重ね合わせる場合、小流域界を尾根線で色分けして重ね合わせるにより上流である改変区域の、どの部分が下流の指定危険区域に影響を与えるのかを判別できるようにしてください。

○事業者 準備書において、記載することを検討いたします。

○顧問 準備書作成時、残留騒音とハブ高さにおける風速の関係について、現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとに残留騒音とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理してもらいたい。さらに、ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）などを考察してもらいたい。

○事業者 現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとに残留騒音とハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理し、ハブ高風速と残留騒音の関連性の有無（回帰式など）などを考察いたします。

○顧問 準備書作成時、風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係について、風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値及びそれから算定される指針値との関係図を整理してください。

- 事業者 風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と現況の残留騒音算定値及びそれから算定される指針値との関係図を整理いたします。
- 顧問 準備書作成時、G特性音圧レベルと風速の関係について、G特性音圧レベルとハブ高さの風速の関係を整理し、その関連性（の有無）について考察を行ってください。
- 事業者 騒音の場合と同様、現況調査結果を整理するにあたっては、調査地点ごとにG特性音圧レベルとハブ高さの風速との関係性も把握し、関係図を整理し、ハブ高風速とG特性音圧レベルの関連性の有無（回帰式など）などを考察いたします。
- 顧問 準備書作成時、風力発電機の音響性能について、採用する風力発電機の音響特性としてIEC 61400に基づくA特性音圧のFFT分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに、風車騒音のSwish音に関する特性評価を示すこと。
- 事業者 風車メーカーからご指摘の資料の提供を受け、IEC 61400に基づくA特性音圧のFFT分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の評価及び風車騒音のSwish音に関する特性評価を行います。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486